

## 板野町町制施行70周年記念事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、板野町町制施行70周年を記念して、行政と町民との協働による全町的な盛り上げを喚起するとともに町民活動の更なる活性化を図るため、町内に活動拠点のある団体等が自ら企画・実施するイベント等の事業に対し助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 板野町町制施行70周年を記念して、申請団体が自ら企画・実施する新規事業とする。ただし、既存事業であっても、町制施行70周年を記念して事業の内容を拡充して行う事業は、その拡充部分について対象とする。
- (2) 町への愛着感の高揚を図ることができる事業。
- (3) 町の活性化につながり、町制施行70周年にふさわしいと認められる事業。

### (対象とならない事業)

第3条 次のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 収益を主たる目的として行われるもの。
- (2) 政治団体もしくは宗教団体の活動、又は政治的、宗教的普及宣伝活動と認められるもの。
- (3) その他、公序良俗に反するなど対象事業として適当でないと思われるもの。

### (助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、助成対象経費としない。

- (1) 人件費
- (2) 飲食費
- (3) 備品購入費
- (4) その他助成対象経費として不適切な経費

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、事業に要する経費のうち1事業あたり5万円を限度とする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(事業実施計画の承認)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施計画承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 事業の承認を受けた者は、事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成事業である旨の明示)

第9条 実施する事業は、「板野町町制施行70周年記念事業」である旨を、看板、印刷物等に明示すること。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行し、令和7年3月31日にその効力を失う。